

ボールコート マーチング 2022



K A N T O

基本実施要項

日時：2022年7月17日(日)

会場：熊谷スポーツ文化公園内 彩の国くまがやドーム体育館

主催：日本マーチングバンド協会 関東支部

■新型コロナウイルス感染防止対策の実施■

本番以外のマスク着用
消毒と換気の徹底
出演者・来場者の体調確認
チェックイン時間の徹底
指定席による来場者身元確認

大会概要

ボールコート マーチング 主旨

本大会は、音楽と動きが一体となって観衆を魅了するマーチングバンドの魅力をより多くの人々に楽しんでもらうとともに、これまで大会への参加経験のないチームや、人数が少ないため大会参加をあきらめていたチームでも気軽に参加していただくフェスティバル形式です。

参加資格も制限を設けず、本協会未加盟でも参加できるオープンエントリー制で参加費は無料です。

ぜひ、お気軽にお申し込み下さい。多くの皆様のご参加をお待ちいたしております。

主催 日本マーチングバンド協会関東支部

対象都県 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県

日時 2022年 7月17日（日） 11:30開演予定 17:00終演予定

1. 出場団体数により開演及び終演時間は変更になります。
2. 関東カラーガード コンテストが併催されます。
3. 出場希望多数の場合は申し込み順とし、出場できない場合もありますので予めご了承ください。
4. 出演者会議は行いません。

11:00 11:30

17:00

開場	開会	ボールコート マーチング	開会	カラーガード コンテスト
				1. ジュニアの部
				2. 高等学校の部
				3. 一般の部

※ 終演時間は参加団体数により前後することがあります。予めご了承下さい。

会場 熊谷スポーツ文化公園内 彩の国くまがやドーム体育館
(埼玉県熊谷市大字上川上300 TEL 048-526-2004)

参加費 無料

参加資格

1. 関東甲信越各地で活動するマーチングバンド・吹奏楽部・パーカッションアンサンブル・カラーガード・ダンスチーム等の団体。
2. 日本マーチングバンド協会に加盟していなくても可。
3. **5月9日(月)～6月13日(月)**の期間に下記の参加手続きを完了していること。
 - 大会本部が指定した各種書類等の提出。

参加申し込み方法

- ① 日本マーチングバンド協会関東支部ホームページより「参加申込データ」「演奏利用明細書」をダウンロードしてください。
- ② 参加申込書データは入力完了後、保存をして関東支部事務局へ E-mail 添付して提出してください。

郵送で提出するもの
・参加申込書(押印)

データ添付等で提出可能なもの
・演奏利用明細書、その他添付書類(著作権関係等)
・特殊効果など、事務局に事前連絡が必要なもの

※音源使用の場合は、上記提出書類に加えて下記のを提出してください。詳しい著作権等につきましては、関東カラーガードコンテスト 2022 実施要項の該当ページをご覧ください。

使用音源 CD
・録音利用明細書
・音源使用許諾証明書(領収書がある場合は添付)
(録音利用料は、関東支部で手続きして立替払いますので大会当日お支払い下さい。1曲あたり数百円程度です)

※すでに録音利用の許諾を取っている音源を使用する場合、以下のものを提出していただければ、新たに録音利用の申請をする必要はありません。

録音利用許諾書
録音許諾番号交付票
録音利用明細書の許諾番号及び受付印のあるもの
JASRAC 許諾番号のついた CD

申し込み受付期間 5月9日(月)～6月13日(月) 期限厳守

日本マーチングバンド協会関東支部 ホームページ URL : <https://www.m-bkanto.org>
ボールコートマーチング専用 E-mail アドレス : marching.preview@m-bkanto.org

入場料について

入 場 券 指定席 A (正面) 前売券 2,200円 (当日券 2,500円)
指定席 B (サイド) 前売券 1,200円 (当日券 1,500円)

- 前売券は関東支部事務局のみの販売となります。
- 出演者・登録引率者・搬入搬出補助員が観覧される場合も入場券が必要になります。

販売期間：6月20日(月)～7月11日(月)必着

販売方法：郵便振替口座に振込み（郵便局備え付けの払込取扱票を使用）

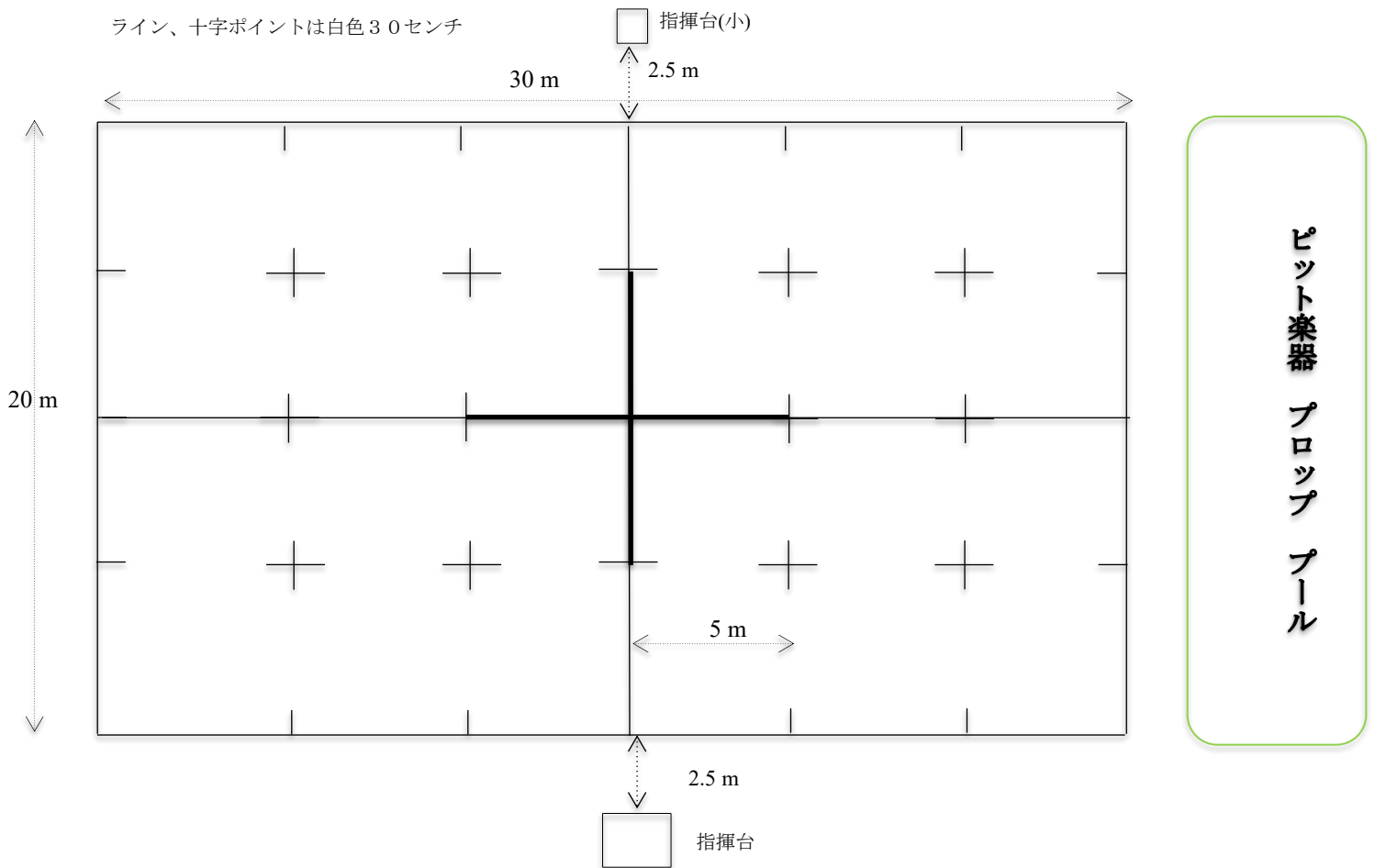
<払込取扱票記入例>

The image shows a sample of a Japanese remittance slip (払込取扱票) and a remittance request receipt (振替払込請求書兼受領証). The slip is for the 'Japan Marching Band Association Kanto Branch' (日本マーチングバンド協会関東支部) and is for '2022 Marching Band and Guard Contest 2022 Ticket Application' (ポールコートマーチング・関東カラーガードコンテスト 2022 入場券申込). It shows a total amount of 5,000 yen (2,200 yen for A seats and 1,200 yen for B seats, plus a 500 yen shipping fee). The receipt on the right shows the same details and includes a date and stamp area.

- ✓ ご記入頂きましたご住所にチケットを発送いたします。
- ✓ 金券のためレターパックプラス等で発送いたしますので確実に受け取れる住所をご記入ください。その際、電話番号も含め記入漏れがないよう、よくご確認ください。
- ✓ 受付票は発行いたしませんので、前売券が届くまで控えは必ずお持ちください。
- ✓ 払込の控えをもって領収証とさせていただきます。
なお、払込（振り込み）にかかる手数料は、お申し込み者様のご負担となります。
- ✓ 前売券購入に関する個人情報は、その目的以外に使用することはありません。

◎当日券：大会当日、大会会場の当日券売り場において午前10時30分より販売予定

演技フロー



引率者、搬入出補助員 待機エリア

正面 観客席

※入退場、ピット楽器プロッププール、引率者搬入出補助員待機エリアは変更になる可能性もあります。 最終案内でご確認ください。

実施規定

1. 構成

- ① 編成、使用楽器、使用手具、人数等は自由とする。
- ② 演奏のみ、動きのみでも可とする。
- ③ 電源、PA、マイク等を使用する場合はメールまたは FAX 等、文書にて事務局に連絡をすること。

2. 演奏、演技

(1) 演技フロアー

- ① 演技フロアーは 5m ポイント、横 30m×縦 20m とする。
- ② 演技フロアーへの入場は構成メンバー、登録引率者（5名以内）、搬入出補助員（10名以内）のみとする。登録引率者、搬入出補助員は演技中、指定の場所で待機していること。

(2) 入退場

- ① 演技フロアーへの入場口は実行委員会の指定した入場口を使用すること。
- ② 構成メンバーは、係員の指示に従って入場し、演奏演技終了後速やかに退場すること。

(3) 計時

- ① 時間は入場（団体自己紹介 MC を含む）～演奏演技～退場までを7分以上8分以内とする。

3. 講評・表彰

講評者は2名としてコメントをCDに記録する。

下記の賞を授与する。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 優秀賞 | 全出場団体 |
| (2) ルーキー賞 | 新規加盟出場団体 (新規加盟から初出場の場合) |

4. 傷害保険

構成メンバー・大会実行委員及び係員全員を対象に、一括傷害保険に加入する。

※保険期限は出演当日の0時～24時とする。(宿泊を伴う場合は各団体で対応すること)

大会4日前までの変更は傷害保険の対象となるが、それ以降の変更メンバーは保険の対象にはならない

5. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 出演順は、受付締め切り後、大会実行委員会で決定する。

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(音楽著作権使用許諾申請)

1. 使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

① 市販の楽譜を指定の編成で利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

※ 市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する領収書等のコピーを提出していただきます。
日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

② 市販の楽譜をアレンジして利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど指定の編成を変えて利用する場合は編曲使用許諾が必要です。

③ 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 上記②③の場合は団体ごとに原曲の作曲者または版權を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

尚、著作権は著作者の死後 70 年を経ると消滅する事が原則ですが、著作権の有無は JASRAC (日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接お問い合わせください。

使用料金の金額並びに支払い方法を提示されることがあります。

使用許諾を証明する書類を提出してください

尚、版權を所有している団体によっては公式の許諾書式がない場合もありますが、その場合は版權所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収証等 (コピー可) を添付してご提出ください。

④ 自作曲を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

(肖像権)

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

上記の申請は参加手続き締め切り日までに申請が終了している事

お問い合わせ先

日本音楽著作権協会 (JASRAC) 03-3481-2121 <https://www.jasrac.or.jp>

日本マーチングバンド協会関東支部 03-3843-5020 mbkanto@m-bkanto.org